

「工事現場における標示板設置基準」

工事現場における大型標示板の設置及び管理の取扱いを下記のとおり定める。

(工事の表示)

1 工事を行う場合は、原則として次に示す事項を表示する標示板を工事場所に設置するものとする。

なお、標示板の設置にあたっては、下記様式を参考とするものとする。

(1) 内容

工事の内容、目的等を表示するものとする。

(2) 期間

工期末、時間帯等を表示するものとする。

(3) 種別

工事種別（事業名ではない）を表示するものとする。

(4) 施工主体

施工主体及びその連絡先を表示するものとする。

(5) 施工業者

施工業者及びその連絡先を表示するものとする。

(色彩)

2 下記様式に定める標示板の色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「機械設備工事」等の工事種別については青地に白抜き文字、その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。縁の余白は2 cm、縁線の太さは1 cm、区画線の太さは0.5 cmとする。

(管理)

3 工事現場における標示板及び防護施設は、堅固な構造により所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等を常時行うほか、夜間においては、遠方から確認し得るよう照明または反射装置を施すものとする。

